

奨学金制度の充実等を求める意見書

我が国における高等教育の学費は、世界でも最も高い水準となっている。その一方で、世帯年収は下がり続けており、家庭の教育費負担はかつてないほど重くなっており、大学で学ぶために奨学金を必要とする人は増え続け、今や大学生のおよそ2人に1人が何らかの奨学金を利用している状況にある。

我が国の公的な奨学金制度の中心である独立行政法人日本学生支援機構による大学生等への奨学金は、海外留学のための奨学金を除くと貸与型のみであり、その奨学生の約7割以上が年3%を上限とする利息付きの第二種奨学金となっている。

近年、奨学金の貸与者数及び貸与金額が増加を続ける中、学生の就職難や非正規雇用等の増加などから、大学卒業後に安定した収入を得て奨学金を返還できる環境は激変しており、同機構が昨年度に行った調査によれば、奨学金返還を3か月以上滞納している者のうち、半数近くが非正規雇用労働者又は無職等であり、約8割が年収300万円未満の生活を余儀なくされている。

このような中、卒業後も奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、同機構は減額返還や返還期限の猶予などの制度を設けてはいるが、適用の要件が厳しく、返還金の回収を委託している民間事業者による過酷な債権回収などが社会問題となっている。

よって、国会及び政府が、学習意欲と将来の目標を持つ若者が家庭の経済状況にかかわらず進学し、自ら学業に専念できる環境を作るため、次の事項について取り組まれるよう強く求める。

記

- 1、大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設すること。
- 2、授業料減免など自己負担軽減制度を拡充させるとともに、返還期限の猶予や減額返還等、既存制度の周知、拡充を図り、無利子奨学金制度の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月30日

大阪府和泉市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、
内閣官房長官 殿